

せいかつ ほご じゆきゆう みなさま
生活保護を受給されている皆様へ

せいかつ ほご じゆきゆう かた けんり ぎむ 生活保護を受給されている方の権利と義務について

せいかつ ほご さいていせいかつ いじ きゆうふ
生活保護は最低生活の維持のための給付です。

せいかつ ほご じゆきゆうしや けんり あた いっぽう ぎむ か
生活保護受給者には、権利が与えられている一方、義務も課せられています。

1 権利として保障されること

① 不利益変更の禁止（法第56条）

せいとう りゆう ほごひ へんこう
■正当な理由がなければ、保護費が変更されることはありません。

② 公課禁止（法第57条）、差押禁止（法第58条）

ほごひ う きんぴん ぜいきん さお
■保護費として受けた金品について、税金がかかることはありません。また、差し押さえられることもありません。

③ 不服申立て（法第64条）

ほごひ ないよう なつとく けつてい し ひ よくじつ かぞ かげつない みえけん
■保護費の内容に納得できないときは、決定のあったことを知った日の翌日から数えて3ヶ月以内に、三重県知事に対して不服の申し立て（審査請求）ができます。

2 義務として守っていただきたいこと

① 譲渡禁止（法第59条）

せいかつ ほご う けんり たにん ゆず わた
■生活保護を受ける権利を、他人に譲り渡すことはできません。

② 生活上の義務（法第60条）

せいかつ ほごひ さいていせいかつ ほしやう せいかつ むだ
■生活保護費は、最低生活を保障するものです。生活の無駄をなくし、生活の向上に努めてください。

■家賃や学費など用途を指定した保護費は、確実に支払ってください。

■活用できるものは、生活費に充てるようにしてください。

○資産、年金、手当、預貯金、生命保険、親・子・兄弟姉妹からの援助など

■働ける人はその能力に応じて働いたり、仕事をさがしてください。

■病気やけがを理由に働くことができない方は、医師の指示に従って治療に専念し、回復に努めてください。

■自動車を持ったり、借りたりして使うことは、原則認められません。

■生活保護受給中に借金することは認められません。

③ 指示等に従う義務（法第62条）

■自分の生活を安定させ、一日も早く自分自身の力で生活できるよう、努めてください。

そのために、福祉事務所から指示・指導を受けたときは、これに従ってください。適切な理由がなく指示・指導に従わないときは、保護を受けられなくなることがあります。



3 必ず届けなければならないこと（届出の義務 法第61条）

① 収入に関すること

- ◆ 収入が増えたり減ったりしたとき。（給与、賞与、年金、手当てなど）
- ◆ 臨時収入があったとき。（生命保険給付金、交通事故補償金など）
- ◆ 働いている人は毎月、働いてない人や収入がない人は3ヶ月に一度、収入申告書を届出してください。
※高校生などのアルバイト収入も必ず届け出してください。



② 生活に関すること

- ◆ 就職する、転職する、退職するとき。 ◆ 住所、家賃、地代又は世帯の状況が変わったとき。
- ◆ 入院や退院したとき。入院先が変わるとき。 ◆ 交通事故や、仕事中に事故にあったとき。
- ◆ その他、生活状況が変わったとき。 ◆ 年に一度、資産申告書を届け出してください。

4 保護費を返していただくことがあります

① 保護費の返還（法第63条）

- ◆ 生活上の変化や収入の増加により、月の初めに支給した保護費が結果として多くなったときは、多くなった分は返していただきます。
- ◆ 急迫した事情などのため、資力があながら保護を受けた場合には、支給した保護金品を、資力の範囲内で返還していただくことがあります。（遡って受給した年金、交通事故の賠償金、医療給付金など）

② 不正受給の費用徴収と罰則（法第78条・法第85条）

事実と違う申請や、不正な手段により保護費を受け取ったときには、保護費を返していただきます。また、法律により罰せられることがあります。

5 免除や減額されるもの

- ◆ NHK放送受信料・ケーブルテレビ維持管理費（設置及び受信料の減免はありません）
- ◆ 市税（市県民税、固定資産税）、国民年金保険料、保育園・公立幼稚園の保育料

※届けなければならない事項がある場合や生活保護受給中に関して
疑問等がある場合は、担当の地区担当員に相談してください。

伊賀市社会福祉事務所 生活支援課

TEL : 0595-22-9651・9652

FAX : 0595-22-9661 email : shien@city.iga.lg.jp

